

原子爆弾被爆者の方に見舞金を支給します

原子爆弾により被爆された方に1万円(年間)を支給します。7月18日(金)までに申請してください。

高齢者居住支援特別対策事業

申請時に、次の①～⑥のいずれにも該当する世帯に対し、(生活保護を受けている世帯は対象外)居住支援特別給付金を支給します。①満65歳以上のひとり暮らし世帯または、満65歳以上の方を含む満60歳以上の方のみの世帯

【支給日】8月中旬にご指定の口座に振り込みます。【申請先・問合せ】障害福祉課 0570・666・417

臨時福祉給付金の申請受付が始まりました

臨時福祉給付金の受給の可能性のある方には7月1日に申請書を発送しました。申請受付は7月1日からです。また、市・都民税の申告がない方には、7月中旬に申請書を送付しますので、該当される方は申請してください。

【申請方法】申請書に必要事項を記入し、本人確認書類、口座確認書類等を添付して同封の返信用封筒で郵送してください。市役所1階北側玄関(郵便局側)付近に設置する臨時福祉給付金の特設窓口でも受け付けます。

【申請受付期間】7月1日(火)～9月30日(火) 【問合せ】臨時福祉給付金専用ダイヤル 0570・666・417

子育て世帯臨時特例給付金の申請受付が始まりました

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)受給者すべての方へ、6月末日に申請書を送付しました。ただし、平成25年分の所得額が児童手当の所得制限限度額を超過している方、臨時福祉給付金の対象になる方、生活保護受給者である場合など、支給対象とならない方にも送付していますので、ご注意ください。

【申請方法】返信用封筒で郵送するか、市役所1階8番子育て支援課窓口へ提出してください。

【申請受付期間】7月1日(火)～9月30日(火) 詳細は、広報ふっさ5月1日号・5月15日号をご覧ください。

【問合せ】子育て支援課子育て支援係 551・1737

社住宅、独立行政法人都市再生機構住宅その他公的資金による住宅を除く。

借り、その家賃(月額5,000円以上70,000円以下)を支払っていること

④前年の収入(1月から7月までの月分の支援については前々年の収入)が生活保護法に基づく保護の基準の5倍以内の世帯

⑤市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを滞納していないこと

⑥ほかから家賃に対する公的補助を受けていないこと

【給付額】月額5,000円(8月、12月、4月にそれぞれの前月の分までを支払います。)

【申込み】市役所1階9番介護福祉課窓口にある申請書に住宅賃貸借契約書の写し・家賃を支払っていることを確認できる書類等を添えて介護福祉課高齢福祉係 551・1751へ。

◆「心の相談」 対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

【日時】7月25日(金)午後1時～2時30分

【場所】福祉センター相談室

【対象】心の問題や病気を抱えている方

【定員】先着2人(予約制) ※相談内容は秘密厳守

【申込み】7月7日(月)から(日・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間、社会福祉協議会・成年後見センター福祉

【種目】ラジボール卓球・テニス・ソフトテニス・ソフトボール・ゲートボール・ペタンク・マラソン・弓道・剣道・サッカーの10種目

【参加費】1,000円

【申込み】開催案内にある申込書を7月31日(木)(消印有効)までに〒150-8050 渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館3階(公財)東京都体育協会事業部生涯スポーツ課 03-68048122へ郵送してください。

【活動日時】毎週水・金曜日(祝日を除く)午前11時～午後0時30分

【申込み】社会福祉協議会管理担当 552・2121へ。

【持ち物】親子ともにエプロン、三角布

【申込み】7月4日(金)から電話で保健センター 552・0061へ。

健康づくり調理師研修会 栄養のお話や地場野菜を使った夏バテ予防に役立つ薬膳料理の調理実演・試食を行います。

【日時】7月開催 11日(金) 17日(木) 8月開催 1日(金) 4日(月)すべて午後2時～4時

【場所】7月開催 市民会館・公民館 8月開催 あきる野市中央公民館

【対象】調理師及び飲食店、食料品販売店等で調理の業務に従事している方

【定員】各月先着50人

【参加費(2日間)】500円

【講師】「1日目」西多摩農業改良普及センター職員及び西多摩保健所職員

【2日目】和田曉氏(国際中医薬膳管理師会会長)

【場所】公立福生病院1階多目的ホール(駐車場有料)

【定員】当日先着70人

【講師】宮崎洋史氏(みやざき胃腸外科院長)、平沢龍登氏(平沢クリニックス院長)、布施閑氏(公立福生病院内科医局長)

【問合せ】公立福生病院事務部医事課 551・1111

【日時】7月16日(水)午後3時～

【行動目標】①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

【重点事項】「立ち直りを支える取り組みについての理解促進」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取り組みの推進」

▽福生分区保護司会・福生市更生保護女性会・市内中学校生徒とともに、7月1日(火)に福生駅、牛浜駅で啓発活動を行います。

【主催】「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会

【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当 551・1735

第64回社会を明るくする運動 「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

7月1日～31日に行われる「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

期間中は、福生市・福生分区保護司会が中心となり活動を進めていきます。保護司とは法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪や非行の発生



8月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

【日時・場所】<福生市> 13日(水)・27日(水)午前9時～午後1時・市役所1階相談室 <羽村市> 6日(水)・20日(水)午後1時30分～4時30分・羽村市役所1階市民相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)。予約は、相談日の1か月前から福生市広報広聴係 551・1529、羽村市市民相談係 555・1111(内線199)へ。

